

記入例

申請書A

施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第1号認定用）

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、申請者や同居親族の市町村民税課税状況その他施設等利用給付認定に際し、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した事項については、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に必要と認められる場合に、施設・事業者等に提供することがあります。
- 施設等利用費は、申請者に代わり、特定子ども・子育て支援提供事業者が受領することがあります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が完了するまで、子ども・子育て支援法第30条の4第1号認定を受けることができません。

受付	収受印
入力	
確認	

以上のことに同意し、次のとおり施設等利用給付認定を受ける。

申請書記入日を記載してください。

(宛先) 川崎市 川崎 区 長		申請日	令和 年 月 日					
(保護者)	フリガナ	カワサキ タロウ	住所	〒 **** - **** 川崎区 東田町				
	氏名	川崎 太郎	住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 - 区				
	生年月日	昭和60 年 8 月 1 日						
	日中の連絡先（電話番号） *確実に連絡の取れる順に記入してください。							
①	090-****-****	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	090-****-****	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	③	044-****-****	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）
子ども	フリガナ	カワサキ イチロウ	性別	☒ 男 ☐ 女	続柄	子	生年月日	令和 4 年 9 月 1 日
	氏名	川崎 一郎					個人番号	4 ****-****-****
	認定を希望する期間 令和 9 年 4 月 1 日 から ☒ 小学校就学前 ☐ 令和 年 月 日 まで							

<利用(予定を含む。)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園)又は特別支援学校幼稚部を記入してください。>

フリガナ	カワサキマルマルヨウチエン	所在地	〒 210 - **** 電話番号 044 (200) ****
名称	川崎〇〇幼稚園	利用開始予定日	令和 9 年 4 月 1 日

補足給付事業（副食費）の認定申請を行わない方は以下記入不要です。詳細は記入例を参照ください。

<同居者を全員記入してください。>

(生計の中心者 申請子どもの 番号に○を付 けてください。)	フリガナ	氏名	続柄	生年月日 個人番号	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	①	カワサキ タロウ	世帯主	昭和60年 8 月 1 日	東田商事株式会社
	川崎 太郎	****-****-****			
	2	カワサキ ハナコ	配偶者	昭和63年 5 月 1 日	渡田コーポレーション
	川崎 花子	****-****-****			
	3	カワサキ イチロウ	子	令和4年 9 月 1 日	川崎〇〇幼稚園
	川崎 一郎	****-****-****			
4	カワサキ ジロウ	子	令和5年 10 月 1 日	〇〇〇幼稚園	
川崎 二郎	****-****-****				
5			年 月 日		
6	補足給付事業（副食費）の認定申請を行わない方は世帯情報およびマイナンバーの記入不要です。				
7	補足給付事業（副食費）の認定申請を行う方で、令和8年1月1日時点で川崎市に住民票がなく、かつ年収360万円未満相当世帯の方のみ、上記の申請者（保護者）及び子どもを含めてご記入ください。併せて、世帯全員のマイナンバーの記入と申請者（保護者）の本人確認資料の添付が必要となります。				

①～④の記入時の留意事項は次ページにあります。

記入時の留意事項

①申請者（保護者）について

申請者（保護者）については代表となる保護者（生計の中心者）を記載してください。

今後、手続き（請求、変更等）を行う場合は、原則として、こちらに記載の申請者（保護者）が行っていただくことになります。請求を行う場合、請求口座名義をこちらに記載の申請者と一致させる必要があります。

②日中の連絡先について

申請書の不備等がある場合に電話をすることがありますので、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。

③認定を希望する期間・利用開始予定日について

「認定を希望する期間」の始期と「利用開始予定日」については、認定を希望する日（※１）を記載してください。ただし、以下に当てはまる場合は、異なりますのでご注意ください。

ア：令和9年4月1日新規一斉入園の場合には、「令和9年4月1日」と記載してください。

イ：満3歳児の場合には、「誕生日の前日」を記載してください。

※１ 認定を希望する日：入園日または保育を必要とする事由が発生した日

※なお、認定を希望する日までに市への書類の提出が間に合わない場合、無償化給付額が減算されることがあるので、期日までの御提出をお願いいたします。

1. 記入対象者

補足給付事業（副食費）（※２）の認定申請を行う方で、令和8年1月1日時点で川崎市に住民票がなく他市町村に住民票を置かれており、かつ年収360万円未満相当世帯の方

※２ 補足給付事業（副食費）とは

園の給食費（食材料費）について、年収360万円未満相当世帯・第3子以降の子ども・里親に養育されている子どもを対象とし、費用の一部（副食材料費相当額）について補助（月額上限5,100円）を行う事業。

※月額上限5,100円は現行の上限額です。上限額は変更になる場合があります。

2. 添付書類（申請書に次の（１）及び（２）又は（３）を添付のうえ、必ず封筒に入れて提出してください。）

（１）個人番号（マイナンバー）の確認書類の写し

マイナンバーカード（マイナンバーカードの場合は（２）又は（３）は不要です）

（２）写真付き身元確認書類の写し＜どれか１点＞

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

（３）写真無し身元確認書類の写し＜どれか２点＞

介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

注意：マイナンバーは特定個人情報です。個人情報保護のため、マイナンバーを記入した給付認定（変更）申請書を施設へ提出する際には、必ず封筒に入れ、提出してください。よろしくお願いいたします。

※補足給付事業（副食費）の認定申請を行わない方は、個人番号（マイナンバー）及び世帯情報の記入不要です。当該欄は必ず空欄のままご提出ください。

○オンラインでの認定申請について

マイナポータルのぴったりサービスにて、オンライン上においても認定申請を受け付けております。

オンラインで申請する場合は、右の2次元コードより川崎市ホームページへアクセスし、

「（幼稚園・認定こども園 保護者向け）幼児教育・保育の無償化の実施に伴う手続きについて」

⇒「幼児教育・保育の無償化の実施に伴い必要となる申請書について」⇒「オンラインによる申請方法」

⇒「ぴったりサービスの申請はこちら」から申請をお願いいたします。

（川崎市ホームページから「ぴったりサービス」の進み方については、次のページを御参照ください。）

申請の際は、認定申請書データ（写真でも可）のアップロードをお願いいたします。

※申請にはマイナンバーカードとスマートフォンが必要です。

※オンライン申請の場合、上記④の添付資料は不要です。

※オンライン申請を行った場合、書面による認定申請書の提出は不要です。

→申請後、在籍する幼稚園・認定こども園にオンライン申請した旨、御申出いただきますようお願いいたします。

